

公 示

「災害等における応急復旧工事に関する協定（千葉用水）」について

標記について、協定締結希望者を募集いたしますので、応募を希望される方は下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので入札は行いません。

令和8年4月23日
独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所長 土田 百合子

1. 協定の概要

- (1) 協定名 災害等における応急復旧工事に関する協定（千葉用水）
- (2) 活動場所 千葉用水総合管理所が管理する区域
 - ①印旛沼区域：千葉市、成田市、佐倉市、八千代市、印西市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町
 - ②成田用水区域：成田市、香取郡多古町、山武郡芝山町
 - ③北総東部用水区域：香取市、成田市、香取郡多古町、旭市、匝瑳市
 - ④東総用水区域：香取郡東庄町、旭市、銚子市
 - ⑤房総導水路区域
(両総用水共用施設)：香取市、香取郡多古町
 - ⑥房総導水路区域
(房総導水路、南房総導水路)：山武郡横芝光町、山武市、東金市、大網白里市、千葉市、市原市、茂原市、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町
- (3) 活動の内容 独立行政法人水資源機構が管理する施設等において、災害が発生した場合の施設の応急復旧について、相互に協力し速やかに実施するものです。
- (4) 協定の内容等 協定締結日 ～ 令和13年5月31日
詳しくは、別添の協定書（案）を参照願います。

2. 応募資格

- 次に掲げる条件を満たしている者であること。
- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 下記に掲げる条件を満たしていること。
機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「土木一式工事」、「その他の工事」、「建築一式工事」のいずれかの認定を受けるための申請をおこなっていること。ただし、本公示時に申請していない者についても、確認申請書等を提出することができるが、本公示の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の申請をおこなっていること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本協定の応急復旧工事を統括的に管理する者として、次に掲げる(A)～(E)いずれかの基準を満たし、かつ(F)の基準を満たす技術者を保有していること。
なお、資格保有者数等も把握したいので、別記様式2に資格保有者数等も記載すること。
- (A) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
- (B) 「技術士法（昭和58年法律第25号）」による第2次試験のうち技術部門を【建設部門】、【農業部門】（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、【森林部門】（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、【水産部門】（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は【総合技術監理部門】（選択科目を「建設部門」に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者
- (C) 「建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ」に該当する者（建設工事に関し、所定の実務経験を有し、国土交通省令で定める学科を修めた者）
- (D) 「建設業法（昭和24年法律第100号）」による1級又は2級建築施工管理技士（2級建築施工管理技士は種別を「建築」とするものに限る。）の資格を有する者
- (E) 「建築士法（昭和25年法律第202号）」による1級又は2級建築士の資格を有する者
- (F) 技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認申請書等の提出日以前に3ヶ月以上あること。
- (5) 確認申請書等の提出期限の日までに、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した工事のうち、令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木

一式工事」、「その他の工事」、「建築一式工事」のいずれかに係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。

- (7) 建設業法に基づく本店が千葉市、銚子市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、市原市、八千代市、印西市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町のいずれかに所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

- (1) 協定の締結は、2. に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
- (2) 申請は希望区域を記入のうえ、応募すること。
- (3) 応募者の偏りや、多数と当方が判断した場合は、建設資機材等の搬入可能数量・搬入時間等を勘案し、協定締結者を決定します。また、ヒアリングを実施する場合があります。その場合はヒアリングに協力すること。
- (4) 1社あたり、最大で全区域重複して締結することができることとします。

4. 協定担当窓口

〒276-0028 千葉県八千代市村上3139
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 管理課 國田 (内線335)
電話 047-483-0722 FAX 047-483-0709
問い合わせ受付時間 9時～17時
satoru_kunita@water.go.jp

5. 応募資格の確認等

- (1) 申請書の作成
協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。
 - ①協定応募資格確認申請書
 - ②技術者の資格等を記載した書面
 - ③担当区域希望調査表
 - ④提供可能な建設資機材等表
- (2) 申請書の提出
申請書については、以下のとおり提出願います。
 - ② 提出方法：申請書の提出は、電子メールとします。受領した旨の返信メールがない場合は4. に確認をお願いします。
 - ②受付期間：令和8年4月23日(木)から令和8年5月14日(木)までの土日、休日及び5月1日を除く毎日、9時30分から17時00分までとします。
 - ③提出先：4. に同じ。

6. 協定締結者等への通知

- (1) 通知方法
協定締結者へは書面をもって、令和8年5月31日までに通知します。
- (2) 申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかったものに対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について令和8年5月31日までに書面をもって千葉用水総合管理所長から通知します。

7. 実施上の留意事項

- (1) 協定応募申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

- (2) 提出された協定応募申請書は、本協定の応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 機構の都合により、6の通知を延期する場合があります。この場合には、協定応募申請書を提出した者に対し、事前に連絡するものとします。
- (4) 協定応募申請書に虚偽の記載をした者は、応募資格確認の対象としないとともに、協定締結後は、協定を無効とする場合があります。
- (5) 提出期限日以降の協定応募申請書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 提出された協定応募申請書は、返却しません。
- (7) 本協定の公募に係る資料は、応募するための協定応募申請書以外の目的で使用しないこと。

8. その他

- (1) 本協定は、水資源機構千葉用水総合管理所が実施する総合評価落札方式に係る評価項目のうち「地域への貢献（災害協定等）」について評価の対象となり、「地域への貢献」についての評価点の最大点を付与します。

協定応募資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定応募資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認ください。

- 協定応募資格確認申請書（別記様式1） → 必須提出

技術者の資格

- 技術者の資格（別記様式2） → 必須提出
- 代表技術者の資格を証明する書面の写し → 必須提出
- 代表技術者の雇用を証明する書類の写し → 必須提出

技術資料

- 「担当区域希望調査票」（別記様式3） → 必須提出
- 「提供可能な建設資機材等表」（別記様式4） → 必須提出
- その他詳細な地図等参考資料 → 必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合は、原則協定応募資格確認申請書は無効（応募資格なし）となりますのでご注意ください。

協 定 応 募 資 格 確 認 申 請 書

令和8年〇月〇日

独立行政法人水資源機構

千葉用水総合管理所長 土田 百合子 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇 印

令和8年4月23日付けで募集のありました「災害等における応急復旧工事に関する協定（千葉用水）」に係る応募資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 協定締結説明書5. (1) ②に定める技術者の資格等を記載した書面
- 2 協定締結説明書5. (1) ③「担当区域希望調査表」
- 3 協定締結説明書5. (1) ④「提供可能な建設資機材等表」
- 4 1に係る資格者証の写し
- 5 問い合わせ先
担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名) : _____

担当者(会社名・部署名・氏名) : _____

連絡先1 : _____

連絡先2 : _____

注1) 代表者が記名押印する場合は、使用印鑑届(使用する日の3箇月前までの印鑑証明書(コピーでも可)添付必要)を、また、代表者以外の者が記名押印する場合は代表者からの委任状も併せて提出のこと。ただし、過去に提出しており、記載事項に変更がない場合は提出不要。

注2) 余白に「本件責任者」の氏名・役職・連絡先を記載することで押印は省略することができる。

技術者の資格

会社名：○○○(株)

代表者技術者の資格等	協定締結説明書 2. (4). (A) の 資格保有者数	代表技術者 ○○ ○○ ○○名
	協定締結説明書 2. (4). (B) の 資格保有者数	○○名
	協定締結説明書 2. (4). (C) の 資格保有者数	○○名
	協定締結説明書 2. (4). (D) の 資格保有者数	○○名
	協定締結説明書 2. (4). (E) の 資格保有者数	○○名
	その他の資格 保有者数	※資格名の記入 ○○名 ○○名
	その他 (無資格の作業員等)	○○名

※ 記載の欄の明示は記入例である。

※ 上記記載の内、代表技術者 1 名（協定締結説明書 2. (4). ①. (A)～(E) のいずれかの資格保有者に限る。）の氏名を記載するとともに資格を証明する書面の写しを添付すること。

※ 代表技術者の雇用関係を確認できる書類として、有効期限前の健康保険資格確認書、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料を添付すること（いずれも写し可、被保険者記号・番号、標準報酬月額等は分からないようにマスキングを施すこと）。

[2 / 〇]

別記様式 3

担当区域希望調査表

建設工事の種類：「〇〇〇〇」「△△△△」

協定締結の希望区域

区域名	希望順位（希望する区域が複数の場合、順番を記入）	応急時資機材等の搬入時間（最も遠い場所までの時間）
①印旛沼区域 千葉市、成田市、佐倉市、 八千代市、印西市、 印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	・希望する 順位 ○ 位 ・希望しない	資材置き場 ○〇市（町）から ○〇市（町）まで概ね ○〇 分
②成田用水区域 成田市、香取郡多古町、山武 郡芝山町		
③北総東部用水区域 香取市、成田市、香取郡多古 町、旭市、匝瑳市		
④東総用水区域 香取郡東庄町、旭市、銚子市		
⑤房総導水路区域 （両総用水共用施設） 香取市、香取郡多古町		
⑥房総導水路区域 （房総導水路、南房総導水路） 山武郡横芝光町、山武市、東 金市、大網白里市、千葉市、 市原市、茂原市、長生郡長柄 町、長生郡長南町、夷隅郡大 多喜町		

※ 記載の欄の明示は記入例である。

[3 / 〇]

提供可能な建設資機材等表

1. 建設資材

資 材 名	規 格	数 量
※例：耐候性大型土嚢（耐候性3年以上）	φ1100×H1100、 容積1.04m ³	100袋

2. 建設機材

建 設 機 械 等 名	規 格	数 量
例：バックホウ クローラ	0.2m ³	3台

※ 記載の欄の明示は記入例である。記入欄が不足する場合、別頁の添付可。

[4/〇]